

## 鷹栖町障害者活躍促進計画

機関名	鷹栖町役場
任命権者	鷹栖町長
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）
鷹栖町における障害者雇用に関する課題	<p>鷹栖町においては、職員総数が100人程度であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>職員の中には障害者が数名在籍しているが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないことから、組織的な体制整備は必要ないと考えられる。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>在籍する障害者数が前年度を下回らない。</p> <p>現在の障害者の雇用数を下回らないよう、障害者の雇用について理解を図る。</p>
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1 障害者の活躍を促進する体制整備	<p>○障害者雇用促進者として総務企画課長を選任する。</p> <p>○障害者である職員の相談窓口を設置する。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○障害者が従来業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を促進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じる際は、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p> <p>○募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。</li> <li>・「自力で通勤できること」、「介助なしで業務が遂行できること」、「就労支援期間に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみ受け入れを実施すること。</li> </ul>
4 その他	<p>○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める</p> <p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>